

社会福祉法人柏寿会役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人柏寿会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、この法人の評議員、並びに評議員選任・解任委員、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会を併せて役員等という。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人の職員としての立場を有する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、非常勤理事及び監事をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬は、別表1のとおりとする。

2 非常勤役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員には、別表2により退任慰労金を支給する。支給額の上限は、1人あたり500,000円とする。

3 職員を兼務する役員は、職員の給与規程に基づき職員給与を支給する。また、第1項及び第2項における報酬は支給しないものとする。

(退任慰労金の支給方法)

第4条 退任慰労金は、退任又は辞任後1ヵ月以内に本人又は遺族に支給する。

(費用)

第5条 役員等が市外に出向いての研修会、会議等への出席に支払う旅費は、法人旅費規程に定めた額とする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

- 附 則 この規程は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。
この規程の施行に伴い、社会福祉法人柏寿会役員等旅費規程は廃止する。
- 附 則 この規程は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

支給基準	報酬額
理事会、評議員会への出席	5,000 円 / 1 回 (源泉徴収後額)
定期監査、臨時監査への出席	5,000 円 / 1 回 (源泉徴収後額)
評議員選任・解任委員会への出席	5,000 円 / 1 回 (源泉徴収後額)
行政機関による法人監査への立ち合い	5,000 円 / 1 回 (源泉徴収後額)
その他、理事長が必要と認めた業務	5,000 円 / 1 回 (源泉徴収後額)

別表 2

在任 1 年以上	10,000 円 × 在任年数 (1 年未満の端数は繰り上げる)	一人当たりの上限 500,000 円
----------	-------------------------------------	--------------------